

最高裁経監第863号

(会い-01)

平成29年6月29日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局経理局長 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

裁判所会計事務規程に基づく指定等について（依命通達）

標記の指定等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 分任歳入徴収官代理の指定

- 1 裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定により分任歳入徴収官代理として指定する官職が主任の場合において、主任が複数置かれているときは、当該主任のうちから歳入の徴収に関する事務を担当する者をもって分任歳入徴収官代理に充てる。
- 2 規程第3条第1項の規定により分任歳入徴収官代理として指定する官職が置かれていない場合には、支部長又は司法行政事務を掌理する裁判官をもって分任歳入徴収官代理に充てる。

第2 代行機関の指定等

- 1 規程第5条第2項の指定する官職及び処理させる事務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 代行機関の指定方法等については、次のとおりとする。

(1) 規程第5条第1項の規定により歳入徴収官，支出負担行為担当官，官署支出官，契約担当官及び物品管理官並びにこれらの代理（以下「歳入徴収官等」という。）の代行機関を指定する場合には，最高裁判所事務総局経理局長，高等裁判所事務局長，地方裁判所長又は規程第2条に規定する本官設置家裁の家庭裁判所長は，代行機関として指定する官職及び処理させる事務の範囲を文書をもって定めるものとする。

(2) 代行機関の数は，処理させる事務の内容に応じ，複数とすることができる。

(3) 代行機関が事務を処理する場合には，当該代行機関は，決議書上の歳入徴収官等又は上級の代行機関の決裁欄を抹消した上，自らの決裁欄に押印して決裁したことを明らかにする。ただし，当該事務を歳入徴収官等において自ら処理するとされたときは，代行機関は，決議書にその旨を表示する。

3 歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第21条の4第1号に規定する納入告知書等の送付及び領収済通知情報等の受領に関する事務については，財務省会計センター会計管理部会計事務調整官（この官職にある者に事故がある場合（この官職にある者が欠けた場合を含む。）には，財務省会計センター会計管理部会計事務専門官）に処理させる。

付 記

この通達は，平成29年7月1日から実施する。

(別表第1)

[最高裁判所の代行機関]

区分	代行機関として 指定する官職	代行機関に処理させる事務の範囲
1 歳入徴収の事務及び債権管理の事務	経理局の課長	(1) 1件150万円以下の歳入金に係る事務 (2) (1)の事務の債権管理に係る事務 (3) 歳出金の返納金債権のうち1件150万円以下の債権管理に係る事務
2 支出負担行為及び支出負担行為の確認の事務並びに契約の事務	経理局の課長	(1) 1契約150万円以下の契約に係る事務 (2) 後納郵便料及び長期継続契約に係る事務 (3) 締結された単価契約に基づいて行う契約締結後の事務 (4) 法令(裁判所の決定を含む。)に基づいて支払義務額が定額であるものに係る事務 (5) 前渡資金の資金交付及び還納に係る事務 (6) その他の支出負担行為に係る事務で1件150万円以下のもの (7) 監督職員及び検査職員の任命に係る事務
3 支出の決定の事務	経理局の課長	(1) 2の(1)から(6)までの事務のうち支出負担行為の事務に対応する支出の決定に係るもの (2) 科目更正に係る事務
4 物品管理の事務	経理局の課長	(1) 物品の受入れ、受領、返納及び払出しに係る事務 (2) 物品に関する措置請求に係る事務 (3) 最高裁判所長官の承認を要する場合以外の不用決定及び管理換に係る事務

代行機関に処理させる事務の範囲には、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)に規定する徴収済額報告書の作製等の最高裁判所長官への報告に関する事務、歳入徴収額計算書及び支出計算書の作製等の会計検査院への証明に関する事務並びに支出負担行為差引簿等の登記の事務は含まない。

(別表第2)

[下級裁判所の代行機関]

区分	代行機関として指定する官職		代行機関に処理させる事務の範囲
	高等裁判所	地方裁判所 家庭裁判所	
1 歳入徴収の事務及び債権管理の事務	会計課長	会計課又は出納課の課長	(1) 計算証明として証拠書類の提出に代えて歳入証明書を提出するものに係る事務 (2) (1)以外の1件30万円以下の歳入金に係る事務 (3) (1)及び(2)の事務の債権管理に係る事務
	事務局次長	事務局長又は事務局次長	(4) 歳出金の返納金債権のうち1件30万円以下の債権管理に係る事務
2 支出負担行為及び支出負担行為の確認の事務並びに契約の事務	会計課又は管理課の課長	会計課、経理課、出納課又は用度課の課長	(1) 歳出原因契約 ア 1契約30万円以下の備品の購入の契約に係る事務 イ 1契約50万円以下の消耗品の購入、物品の修理、役務及び賃貸借の契約に係る事務 ウ 消耗品の購入、物品の修理、役務及び賃貸借について締結された単価契約に基づいて行う契約締結後の事務のうち1回の支払金額が50万円以下のもの エ 1契約30万円以下の修繕工事の契約に係る事務 オ 後納郵便料及び長期継続契約に係る事務 (2) その他の契約 1契約30万円以下の契約に係る事務 (3) 法令(裁判所の決定を含む。)に基づいて支払義務額が定額であるものに係る事務

			(4) 前渡資金の資金交付及び還納に係る事務
	事務局次長	事務局長又は事務局次長	(5) 契約に係る事務のうち1 契約1 0 0万円以下のもの ((1)及び(2)の事務を除く。) (6) その他の支出負担行為に係る事務で1 件1 0 0万円以下のもの (7) 消耗品の購入、物品の修理、役務及び賃貸借について締結された単価契約に基づいて行う契約締結後の事務 (8) (1)から(4)までの事務について代行機関に指定された官職の者が出張、休暇等によりその職務を行うことができないため事務に支障がある場合における(1)から(4)までの事務
3 支出の決定の事務	会計課長	会計課、経理課又は出納課の課長	(1) 法令（裁判所の決定を含む。）に基づいて支払義務額が定額であるものに係る事務 (2) 前渡資金の資金交付及び還納に係る事務
	事務局次長	事務局長又は事務局次長	(3) 2の(1)及び(5)から(7)までの事務のうち支出負担行為の事務に対応する支出の決定に係るもの (4) (1)及び(2)の事務について代行機関に指定された官職の者が出張、休暇等によりその職務を行うことができないため事務に支障がある場合における(1)及び(2)の事務
4 物品管理の事務	会計課長	会計課、経理課又は用度課の課長	(1) 物品の受入れ、受領、返納及び払出しに係る事務 (2) 不用決定について最高裁判所長官の承認を要する物品以外の物品に関する措置請求に係る事務 (3) 最高裁判所長官の承認を要する場合以外の不用決定及び管理換に係る事務

代行機関に処理させる事務の範囲には、予決令に規定する徴収済額報告書の作製等の最高裁判所長官への報告に関する事務、歳入徴収額計算書及び支出計算書の作製等の会計検査院への証明に関する事務並びに支出負担行為差引簿等の登記の事務は含まない。